

○農林水産省告示第千三百五十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一條第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年十月六日

農林水産大臣 松岡 利勝

第六條中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 木材こん包材（加工又は処理が行われていない木材を用いて製造された、パレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載板、パレットカラー、スキッドその他のこん包材にあつては、生産国において別表第六に掲げる方法による消毒が行われ、かつ、別記様式による表示が付されているものに限る。）

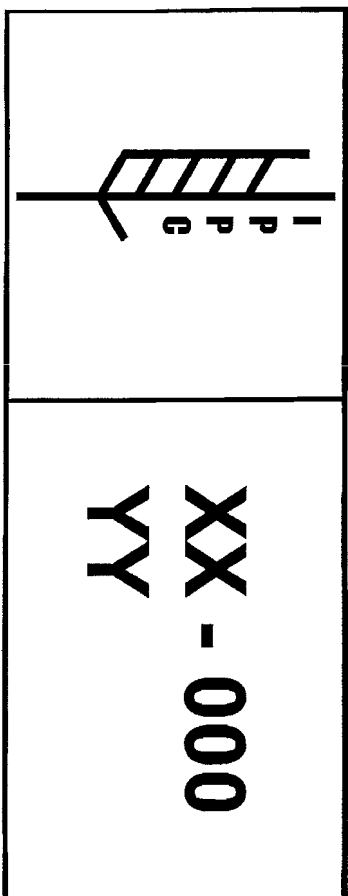
別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六 木材こん包材の生産国における消毒方法の基準〔第六条〕

方法	實施の基準		一 理 熱 処		二 臭 化 メ チ ル 蒸 氣
	藥量（單位）	處理時間	三〇分以上	五六度以上	一〇度以上 一六度以上 二一度以上
摘要	最小濃度（單位）	後二時間		四八	四二
	グラム	後四時間		四二	三六
	毎立方	間後一二時		三六	三二
		間後二四時		三二	二八
溫度は、木材の中心溫度とす。		濃度は、測定は、少なくとも二、四時間後に実施する。			

別表第六の次に次の様式を加える。

別記様式 木材こん包材の消毒済み表示〔第六条〕



備考

1 本表示は、少なくとも、シンボルマーク、木材こん包材の生産国を示す2文字のISO国名コード(XX)及び木材こん包材の生産者の登録番号(000)並びに別表第6に掲げる消毒方法を表すもの(YY。熱処理にあつてはHTとし、臭化メチルくん蒸にあつてはMBとする。)を含むものとする。

2 本表示は、以下のとおりとすること。

- (1) 明瞭に判読できること。
- (2) 恒久的であり、かつ、取り外せない方法で付されていること。
- (3) 目に見える位置に配置され、可能な限り木材こん包材の1面と反対側の1面の少なくとも2面に付されていること。
- (4) 赤色及びオレンジ色は、使用を避けること。

ページ	正
段	誤
行	
誤	
正	

平成十八年十月六日農林水産省告示第千三百五十二号（輸入植物検疫規程の一部を改正する件）（印刷誤り）

七下 終りから
二二 あつては
あつては